(様式1-3)

楢葉町定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 28 年 11 月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

71311	71.1 M. 21.0							
NO.	3	事業名	町営住宅等公園遊具更新事	事業番号	A-1-3			
交付団体			楢葉町	事業実施主体	楢葉町			
総交付対象事業費			45,974 (千円)	全体事業費		45,974 (千円)		

事業概要

○事業の概要

町営住宅等に隣接する公園の既存の遊具(ブランコ:10、滑り台:6、シーソー:2、鉄棒:2、雲梯:1、ジャングルジム:1、複合遊具:1、砂場:3)を撤去して、同様の機能を有する遊具を整備する。これにより、子どもの運動機会の確保、体力向上を図る。

本町は、避難指示解除準備区域を解除しており、現在、町営住宅等の入居受付を間近に控えている。 遊具更新を行うことで、帰町の気運をより一層高め、子育て世代の定住化を図り、かつ、運動不足で あった子供達の体力を向上させ、運動習慣の定着化を図る。

〇定住緊急支援事業計画と復興・まちづくり計画との整合性(実施要綱第4の4の一)

※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。

楢葉町復興計画〈第二次〉において、子育て環境の充実について次のように施策を掲げている。

【「楢葉町復興計画〈第二次〉第二版」(平成28年1月策定)】

第三章 復興のための施策

- 1. 暮らしやすさを追求する
- 1-2) 福祉施策と子育て環境の充実
- (1)子育て支援等の環境整備
- ②子どもが思いっきり遊べる公園、遊び場の整備

人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

〇原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (実施要綱第4の1)

平成27年9月の避難指示解除により、楢葉町は、町民が自由に町に戻り、生活を再建することが可能な 状況となり、避難指示解除から1年以上が経過して、徐々に住民の帰還も進んでいる。

しかし、帰還意向のある町民は住民意向調査の結果においては、5割を越えているものの、現時点での帰還者数においては、本町の震災当日(平成23年3月11日)の住民基本台帳登録人口と比較し、1割弱に留まっている。

さらに、現状の帰還者においては、高齢者の割合が非常に高く、現状のまま、子ども世帯や保護者の帰還者数が低迷することとなれば、町の高齢化率が上昇し、生産年齢人口の低下によって、地域の経済力や活力が失われてしまうことが想定されるため、子育て世帯の帰還促進が町の復興への大きな課題となっている。

- 平成23年3月11日人口8.042人※楢葉町住民基本台帳
- ・平成28年10月4日現在 696人 ※町の帰町者調べ(週4日以上の在宅者を確認)

【子どもの運動機会の確保のための事業】

〇子育て世帯の早期帰還に向けた事業実施の必要性(実施要綱第4の1)

原発事故以来、長期の避難指示によって、適正に公園を管理できない状況が続いていたことから、遊具に

痛みが生じており、保護者が身近な公園で、安心して子ども達を遊ばせることができる環境が失われている 当事業においては、町内に広範に配置されている町営住宅等の公園遊具の整備を図ることで、安心して、よ り身近に、子ども達を遊ばせることができる環境を整備することで、運動能力の向上を図り、子育て世帯の 早期帰還を促進する。

〇震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと (実施要綱第4の4の二①)

平成 22 年度及び平成 27 年度の福島県体力・運動能力調査における小学校新体力テスト総合評価より、 B評価以上の児童の割合を比較すると、平成 22 年度は 42%であったが、平成 27 年度は 28%となっており、 記録の低下が確認できる。

また、肥満傾向にある小学生の割合は、平成22年度は9.5%であったが、平成27年度は31.9%となっており、東日本大震災後に肥満児童が大幅に増加している。

日常的な運動不足により、震災以前に比べ、子どもたちの体力低下・肥満傾向の拡大が生じているものと推測される。

〇地方公共団体における既存の運動施設が不足していること (制度要綱第4の4の二①)

原発事故以来、長期の避難指示によって、適正に公園を管理できない状況が続いていたことから、遊具に痛みが生じており、保護者が身近な公園で、安心して子ども達を遊ばせることができる環境が失われている。当事業の実施によって、帰町する子供たちを身近な場所で安心して遊ばせることができるための運動環境と子供同士の交流の場を提供することができる。

〇既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと (実施要綱第4の4の二①)

当事業においては、震災以前と同様に、町内広範にわたって遊具設備を整備することで、子ども達が自身の足で気軽に通うことができる場所に運動環境を整備し、運動機会の向上を図るものである。

○施設等の整備や運営管理の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること (実施要綱第4の4の二①)

町内において、広範に町営住宅等公園が配備されていることから、当事業の実施によって、町内一円で広域的に、子どもが町内の屋外で遊ぶことができるための環境整備を図ることが可能となる。公園ごとに配置する遊具数は2~3基程として、規模を抑えた配置計画とし、町内広範にわたって整備することで、子育て世帯の早期帰還に向け、近隣の子ども達が手近に運動することができる環境として、適切な配置数を計画している。公園の管理については、町で年数回の遊具の点検と除草作業を行い、これに加えて、日本公園施設業協会へ依頼して、専門家による年1回の定期点検も行うこととする。

〇利用圏内の住民に広く利用されるよう計画されていること (実施要綱第4の4の二②)

町内に広く分布している町営住宅等の遊具を更新することで、楢葉町に帰町する子供達に対して町内一円で運動する場を提供することができる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組(実施要綱第4の4の二③)

遊具更新の情報等については、町ホームページや広報等で掲載するほか、各世帯に配布しているタブレット端末へ情報を発信することで、広く周知・広報する。

○事業実施後の効果を定量的に把握するための指標及びモニタリング方針

毎年度実施される福島県体力・運動能力調査における小学校新体力テスト種目別平均値、小学生の肥満傾向出現率により、本事業の実施後の効果の検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					